

総合評価方式入札における評価基準の改正について

練馬区では、「区内事業者の育成」、「障害者雇用の促進」、「入札参加事業者の就労環境整備の促進」の観点から、総合評価方式入札の評価基準を一部改正します。

総合評価方式入札は、価格点、施工能力評価点および地域貢献等評価点の合計が最も高い事業者を落札者とする入札方式です。このうち、地域貢献等評価点に係る評価項目を、以下のとおり変更します。

地域貢献等評価点に係る評価基準

1 区内事業者の育成

営業拠点評価について、区内本店を2点に改めるとともに、区内下請け活用（1点）を新設する。

2 障害者雇用の促進

社会貢献について、障害者雇用を独立した評点（1点）に改める。

3 入札参加事業者の就労環境整備の促進

社会貢献について、つぎの(1)、(2)または(3)を評価する就労環境整備（1点）を新設する。

- (1) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を受けている。または、同法に基づく一般事業主行動計画の策定、公表している。
- (2) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定を受けている。
- (3) 建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている。

評価項目			現行	変更後
地域貢献等 評価点	営業拠点評価	区内本店	1	2
		区内下請け活用	－	1
	災害協定評価	災害協定締結	1	1
		災害協定に基づく活動実績	1	1
	社会貢献	環境配慮	1	1
		品質管理		
		障害者雇用		1
		就労環境整備	－	1

※改正後の評価基準については、令和7年7月1日以降に公表または公告を行う工事案件から施行します。

※今後、総合評価方式入札の公表または公告を行う際には、改めて改正後の評価基準についてご案内いたします。